

東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

第22回 旧弁護士法の制定と弁護士会

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 牧野 剛 (68期)

1 明治期から、職務範囲の拡張や非弁護士活動への取締、弁護士自治などを求める声が多く、多くの弁護士からあがり、大正期に入ってから、東京弁護士会所属の議員から弁護士法改正案が提出されてはいましたが、結局不成立に終わっていました。

しかし、次第に、政府も、熱心に改正運動に取り組む在野法曹の声を無視できなくなり、司法省は大正11年に法曹などで構成する弁護士法改正調査委員会を設置して検討に着手。同委員会は、昭和2年に「弁護士法改正綱領」（委員会案）を提案し、これを受けて、司法省は昭和3年に司法省案を公表しました。この司法省案では弁護士の自治懲戒の主張は採用されていませんが、在野法曹多年の念願である「弁護士会の監督を検事正から司法大臣にする」ことや弁護士会の法人化、職務範囲の拡張などが認められたほか、弁護士試補制度の創設、女性に対する弁護士資格付与も盛り込まれており、その点では評価されるべきものでもありました。

2 ところが、この司法省案に対しては、全国の弁護士から強烈な反対が巻き起こりました。主要な争点は、非弁護士活動に関して、委員会案では禁止・処罰規定とされていたのに対し、司法省が、逆に「三百代言」（非弁護士）を公認する内容に修正したことにありました。司法省案では、非弁護士活動を行う者に対して、弁護士会が司法大臣に申告したのち司法大臣が業務内容の変更や禁止を命じることができ、この命令に違反したときに初めて処罰することを規定するにとどまっており、司法大臣は「三百代言」を公認する大きな裁量権をもつこととなります。東京弁護士会は、昭和4年に3回にわたって建議書を提出して、司法省案に反対しました。

東京弁護士会は、日本弁護士協会や全国の弁護士会とも協力し、反対運動を展開。昭和4年2月25日には全国弁護士大会が開催され、全国から有志や代表者が上野精養軒に集まり、法案反対の決議を採択しました。在野側の多くが司法省案に強く反対し運動したため、とうとう司法省は、昭和5年1月に発表した第二次の司法省案でついに「三百代言公認」を諦め、「法律事務取扱二関スル法律案」という単行法を創設し、非弁護士活動の禁止と処罰を打ち出したのです。このような経過を経て、昭和8年、法律第53号弁護士法（いわゆる「旧弁護士法」）と「法律事務取扱ノ取締ニ関スル法律」が公布され、昭和11年4月1日から施行されました。

3 旧弁護士法は、自治懲戒制度が導入されなかったという点を除けば、弁護士の職務範囲の拡張や弁護士試補制度の創設、弁護士資格を「帝国臣民にして成年者たること」と改めることによって女性の弁護士資格を認め、弁護士会には法人格を付与し、弁護士会の監督権が検事正から司法大臣に格上げするという、弁護士の声の多くを反映するものでした。こうして、弁護士の職務の独占性が強く保障され、弁護士の地位向上も一定程度実現されつつありましたが、時代は第二次世界大戦へと突入していくこととなります。



出典：三宅坂より司法省を望む（「写真の中の明治・大正」『東京風景』（国立国会図書館ウェブサイトから転載）
<https://dl.ndl.go.jp/pid/764167/1/11>